

会 議 録

会議名	令和6年度第2回小金井市消費生活審議会（第14期）		
事務局	市民部経済課消費生活係		
開催日時	令和6年11月27日（水）午後4時00分～午後5時00分		
開催場所	西庁舎第5会議室		
出席者	委員	井口 尚志・真上 浩泰・清水 裕径・南 恵子・ 村越 幸子・鴨下 初江	
	その他	なし	
	事務局	島田 泰吉 経済課長 齋藤 彬子 消費生活係長 中條 文子 消費生活係主事	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可・不可・（一部不可）	傍聴者数	0 人
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

審議経過（主な発言要旨等）

経済課長	<p>令和6年度第2回小金井市消費生活審議会を開会する。会長が決まり、議事進行していただくまでの間、経済課長が司会進行を努める。議事に従い進行する。</p> <p>次第1の「開会のあいさつ」は、市長・副市長・部長ともに別の公務で欠席である。</p> <p>次第2の「消費生活審議会委員の委嘱について」に入る。委嘱状については各委員の机の上に置かせていただいた。机上配付により交付と変えさせていただきたい。なお、消費生活審議会委員の任期は、令和6年10月29日から2年間となる。新委員による初めての審議会であるため、各委員に自己紹介をお願いしたい。</p>
各委員	《 自己紹介 》
司会	続いて、事務局を紹介する。
	《 事務局紹介 》
司会	<p>現在委員は8名で組織しており、本日6名出席のため小金井市消費生活条例施行規則第4条に基づき会議は成立している。</p> <p>次第3「小金井市消費生活審議会の会長の選出について」をお諮りする。会長の選出は消費生活条例第22条第1項の規定で委員の互選により定めることとされている。井口委員をお願いしたいと思っているが、いかがか。</p>
各委員	異議なし。
司会	井口委員を会長に決定する。会長に就任の挨拶をお願いします。
会長	《 就任挨拶 》
	次第4「職務代理者の指名について」を議題とする。会長の職務代理者は、消費生活条例第22条第3項に基づきあらかじめ会長が指名することになっている。東京都多摩消費生活センター所長の真上委員をお願いしたい。よろしいか。
各委員	異議なし。
会長	真上委員を会長の職務代理者として指名する。職務代理者に挨拶をお願いします。
職務代理者	《 就任挨拶 》

会長	次第5「小金井市消費生活審議会の関係報告及び課題について」を議題とする。①「小金井市消費生活条例及び同施行規則」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	《 消費生活条例第4章及び同施行規則第4条を中心に説明 》
会長	何か質問はあるか。よろしければ、②「審議会会議録の取扱いについて」、事務局から説明をお願いします。
事務局	《 資料2-1、2-2を基に説明 》
会長	何か質問はあるか。よろしければ、③「消費生活係事業概要について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	《 資料3、資料4を基に説明 》
会長	何か質問はあるか。
会長	資料3の「1 消費生活相談」について、専門相談員は4人いるとのことであるが、通常何人で相談を受けているのか。
事務局	通常2人体制で相談を受けている。
会長	平日は2人が交互に出勤しているのか。
事務局	相談員の勤務条件が、月8日勤務1人、月10日勤務2人、月12日勤務1人となっており、交代ではなくシフト制で相談体制を組んでいる。
会長	例えば月曜日に相談した場合、担当の相談員が次に出勤するのは水曜日か木曜日になるということか。
事務局	そのとおりである。相談内容を正確に把握するため、最初はメールではなく対面か電話での相談をお願いしているが、その後は相談者に依頼することや報告などをメールでやり取りをすることもある。最初に相談を受けた相談員が継続して担当しており、次の勤務日もお伝えしているところであるが、担当の相談員が不在でも問合せ等に対応できるように、相談員同士や事務職員も含めて情報共有をするようにしている。
会長	担当の相談員が不在の際でも緊急の問合せに対応できるような体制が組まれているということか。
事務局	そのようにしている。
会長	資料3の「3 消費者講座」について、高齢者への注意喚起についてはイベントが多いが消費者講座としてどのような啓発がされているのか。

事務局	イベントの場合、冒頭にお時間をいただいて、最近多い消費者被害に関する注意喚起や消費者ホットラインの案内を行っており、短時間の啓発活動になる。一番上の公民館緑分館高齢者学級は2時間の講座だったので、前半は東京都消費生活総合センターの出前寄席を利用して漫才師による漫才で消費者被害の事例を学び、後半は当市の消費生活相談員から最近多い消費者被害の事例について深掘りした説明をお伝えした。このような落ち着いた環境で啓発を行う講座はまだ少ないが、後半には実施していきたい。
課長	イベントでは、警察や消防など他団体が啓発を実施することも多いが、消費者被害に関する注意喚起については特に反応が大きい。短時間の啓発活動ではあるが、関心を持って集中して聞いている人が多い印象がある。
会長	特に戸建て住宅にひとりで暮らしている高齢者にとっては怖いご時世で、詐欺被害等により個人情報漏洩してリスト化されることが、強盗など凶悪な犯罪のきっかけになると言われている。大きな事件のきっかけになり得る消費者問題をどうやって防ぐのか、どう注意すればいいのかということに関する関心は高い。チラシを配るなど工夫して啓発を行ってほしい。
委員	資料3の「11 その他」について、高齢者対策事業ということで年度当初に訪問して挨拶を行っているのか。
事務局	高齢者や障がい者の方の相談が多い傾向にあるので、そういった方の支援を行っている地域包括支援センターに伺い、啓発と顔つなぎを行っている。
委員	資料の3の「3 消費者講座」の消費者スクールについて、大学より下の年齢を対象にしたスクールはあるのか。
事務局	資料4の「4 消費者スクール」のとおり、昨年度には東京学芸大学附属小金井中学校や南中学校でも家庭科の授業の時間をいただいて実施したところである。今年度も実施予定である。
委員	高齢者被害が増加する中、東京都多摩消費生活センターでも高齢者と見守る方に向けた講座を実施しているので、イベント等で周知してほしい。
会長	若者の被害については、小中学生の問題もあるし、高校生や大学生は成年年齢である18歳以降に狙われやすいことなど、年代に応じた消費者教育が必要であるため、きめ細やかに対応していただきたい。特に大学生は闇バイトに関わらないことが重要である。なかなか専門家がない分野かもしれ

	ないが、事例も踏まえて実感を伴うような話をしてくれる講師による講座が有効であると思う。
委員	市内中学校では、主に家庭科の授業で消費者教育を行っているが、今までは「被害者にならないために」、これからは「加害者にならないために」啓発を行っていくことが必要である。学校でも生活指導部を中心として「闇バイト」に手を出さないように指導しているが、まだ中学生には実感がわきにくいようだ。有益な講座があるなら情報提供してほしい。
会長	デジタル社会の消費者としてどう被害を防ぐのか、重要なテーマとして扱ってほしい。
課長	トレンドを受け止めながら対応していく。
会長	ほかに質問はあるか。よろしければ、④「消費者行政の予算について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	《 資料5、資料6を基に説明 》
課長	今日初めての委員の方もいるので、資料5と資料6については見ていただいて、ご不明点があればお問い合わせいただきたい。
会長	資料5について、網掛けになっているのはどういう意味か。
事務局	時限で措置されている交付金について、その終期を迎えたものを網掛けにしている。
会長	その他、何か質問・意見はあるか。よろしければ、本日の議題は全て終了したので、これをもって閉会とする。

会議資料は、次の場所でご覧いただけます。

小金井市立図書館

小金井市役所本庁舎4階議会図書室

小金井市役所第二庁舎4階経済課消費生活情報コーナー

小金井市役所第二庁舎6階情報公開コーナー